



報告書

目次

- 2 報告「2019年度の県立中学校教科書採択」 川鍋光弘
- 3~13 講演「新学習指導要領のもとで教育と教科書採択
来年はどういう年になるか」
子どもと教科書全国ネット21
代表委員・事務局長 鈴木敏夫さん
- 14~16 発言「千葉の教科書問題」 浅間基秀
- 17~18 まとめの発言 県民の会代表 三輪定宣

主催 教科書と教育を考える千葉県民の会

2019年12月1日

報告 2019年の県立中学校教科書採択

教科書と教育を考える千葉県民の会事務局 川鍋光弘

- ・2019年は県立中学校2校(千葉中学校・東葛中学校)教科書の教育委員会議決による採択の2回目。
- ・2015年8月26日、最初の県立中学教科書の県教育委員会議決採択は、「非公開・無記録」という密室採択で行われ、社会科歴史・公民は「育鵬社版」1社のみが提案採択され、直ちに公表された。県議会、教員組合、市民団体、新聞などから、不公正、不適正、不明朗な採択として多くの批判を浴びた。
- ・県立中学校の教科書採択は、2008年千葉中学校設立の時、「県教委の指導・援助・助言や選定審議会の意見にかかわらず、学校ごとに」(無償措置法第13条3)採択と定められているが、「中高一貫校であるが、義務教育で無償給与であるということを配慮し、より丁寧で、透明性のある採択をすすめるため、審議会に諮ってから、専門調査委員会を設置して採択をするということによるしいか」(2011年度第2回千葉県教科用図書選定審議会議事録)とした。専門調査委員は千葉中・高の教員・管理職、地域代表、中学教員、県指導主事。
- ・2012年より、県議会日本会議派議員が「実教出版高校日本史」教科書の攻撃をはじめ教科書の教育委員会議決採択を要求、県教委は2014年3月20日、県立中学校の教科書採択を県教委議決に変更(「高校日本史」採択妨害と授業干渉は2017年に中止)。
- ・2016年4月20日、県教委会議、「会議規則の一部を改正する規則を制定、議事録の作成と非公開理由が消滅した場合の速やかな公表を決定。
- ・2018年8月28日、県立中学校「道徳」採択、はじめて「公開」で行われる。2019年7～8月、習志野八千代採択区・市川浦安採択地区小学校教科書採択「公開」で行われる(公開採択は千葉・船橋・市原・習志野八千代・市川浦安・県立中学の6採択地区となる)。
- ・2019年県立中学校採択は、「1年限り」という理由で専門調査委員会を設置せず4月26日、5月30日の2回の選定審議会を非公開で開き、「1年限り」を理由に千葉中・東葛中校長に意見を書かせ、8月28日の教育委員会会議で、審議をせずに2015年と同じ教科書を採択した。
- ・県民の会は、2019年11月7日の千葉中学校、11月11日の東葛中の社会科公開授業を参観、千葉中校長宛に感想書を提出している。

新学習指導要領のもとで教育と教科書採択、来年はどのような年になるか(要約)

2019.12.1 子どもと教科書全国ネット 21 代表委員・事務局長 鈴木敏夫

I 今年の教科書採択について

◆来年 2020 年は、新指導要領の下での中学校教科書採択の年

検定申請を公言 自由社の歴史・公民、竹田恒泰の歴史教科書、

〃 見込み 育鵬社の歴史・公民(他社で出版?) 日本教科書・道徳

各教育委員会は来年 3 月までに教科書採択要綱(要項)を決定。学習会の開催と、今年の結果を総括し、教育委員会への要請など来年に向けた準備をすることが必要。

◆今年の採択の全体の傾向

①これまでの各教科書の採択傾向は変わらない。12 月に文科省が需要数、教科・会社ごとの採択数を公表。新教科の英語では東書が過半数を占めた模様。

②教育出版の道徳、東書の社会科教科書の採択を阻止する取り組みがなされ、一定の成果。

③子どもと教科書全国ネット 21 4 月の事務局長談話、5 月の資料集での見解

「この資料集では特定の教科書を推薦したり、逆に採択しないようよびかけたりする立場をとっておりません。あくまでも個々の事例について評価するための材料を提供することに留めていますので、教科書全体については、お読みになったみなさんがそれぞれ自由に判断してくださるようお願いいたします」

◆取り組みの結果

学習指導要領の押し付け、検定強化に対する批判は今後の課題。各地の教科書採択の取り組みについて、教科書ネット会員、地域ネットの取り組みがあるところをまとめた。

1. 教育委員会の採択要綱に対する働きかけは定着し、採択改善の成果は上がっている。

①東京の「子どもと教育を守る三多摩の会」の請願文をひな型として ML 等で広く紹介。各地で同様の取り組み。3 月頃までの要綱決定前に要望書や要請書を出すことは前進し、成果を上げている。滋賀県や横浜市では署名活動も行い要請書を出している。

②採択の教育委員会までに回答が来ないで、無視されている問題もある。時期を区切った回答と要請行動、公式の交渉、非公式の懇談などで詰める必要がある。来年度に向けて、今年の結果に対する抗議や再要請などの検討が必要。横浜市、狛江市などでは既に取り組みされている。

③旧学習指導要領での育鵬社中学校教科書の採択に反対する取り組みも行われ、結果は前年の継続で育鵬社となったが、来年度の取り組みの開始。香川県、愛媛県、大田原市などで行われた。

2. 現行の採択制度の下での公開性、透明性、(民主性)の状況

(1) 各教育委員会議の公開は徐々に進んでいる

必ずしも教育の専門家でない教育委員が膨大な教科書の中から短期間に各教科の教科書を読み込んで個別に採択するにはかなり無理があり、現場の教員や住民の意見を極力反映させる「採択制度の改善」を進めてきている。以下、いくつかの取り組み、課題の到達点を整理してみる。

1) 「学校の意向がわかる「学校票」などを最優先させる」

「学校票」が尊重されるところがある。その他の方法もあるが、制度的に定着されず不安定。

2) 「調査研究委員会や教科用図書選定審議会に、現場の教員や住民代表を適正に選出させ、その議論や教育委員会への報告を公開で行わせる」

①足立区では選定審議会が公開されたが、議論は低調で形式的。東京都は一昨年から公開。

調査研究資料の事前公開は東京都だけ。よくて傍聴当日の配布。ほとんど事後でないといけない。

②調査研究資料について

東京都は調査項目に学習指導要領に沿ったものだけでなく、その他として「国旗・国歌の扱い」「北朝鮮による拉致問題の扱い」などを入れている。また、個別の内容については優劣の比較をさせないようにしている。都の各区も“右へ倣え”が多数。これは政府答弁も使って改善させる必要がある。

調査研究員の選任を含め、学校現場の教員の意見がどう反映しているのか見極める必要がある。

③選定審議会への保護者参加は怎么样了。

文科省は、選定審議会に「保護者の代表を委員に加えていくことが望ましい」「保護者等の意見を踏まえた調査研究の充実に努めること」としている。公募などの取り組みのところに学んで、さらに増やすことが、石川県の例を見ても重要。

④調査研究資料を尊重する採択が増えているので、公開と共に現場教職員などの意見反映についての取り組みを重視する必要がある。

3) 「教育委員会は、学校の意向、展示会などの住民の意見や調査研究委員会および選定審議会の答申などを尊重して採択させる」

①教育長が主導し、教育委員が若干の意見を述べ、採択する教育委員会が多い。採択も無記名が多い。教育委員も一方的な意見の発表で、論議が不十分であることなど多々指摘されている。

②要請などが反映し、改善も見られる。

③展示会の住民意見に沿って教育委員が発言することも散見される。教育委員が何社かの教科書を推薦理由とともに挙げ、それをもとに論議を経て採択するところも出てきている。

(2) 透明性など

教科書採択の教育委員会会議は公開されているが「台本があるようだ」など事前の秘密会であらかじめ議論し、シナリオがある？との報告が寄せられている(奈良県など)。これは透明性の問題。論議において、教科書名を明らかにしないマスキングも残っている。豊島区では改善させ、議論も活発。

どの教科書を採択したか、なかなか公開しない教育委員会はまだ多い。千葉県などは「採択したときは、遅滞なく、当該教科用図書の種類、採択した理由その他の文部科学省令で定める事項を公表するよう努めるものとする」(無償措置法 15 条)を突き付け、公開が速やかに行われるようになった。

(3) 採択理由

地域の話題が載っていることがことさら強調される。内容を踏まえて総合的な判断が必要。

なれない若手の教員に向いているとして別冊のある道徳教科書を採択。総合的な議論が必要。

学習指導要領にいかにか忠実であるかをポイントにしている。学習指導要領への批判も必要。

(4) 展示会の持ち方などは改善されてきている

展示会の開催期間、会場、時間について、利用しやすい条件を整えることはまだまだだが、取り組んだところは改善されてきている。共同採択地区では展示会場が遠いなどの問題がある。

展示会の住民意見が採択の場に公開されない、傍聴者に分からないなどは、論議の公開性や民主性に関わる問題。北九州などすべての意見を打ち直し教育委員や傍聴者に配布しているところもある。

3. 共同採択地区(総数鶴 587 採択地区の 56.1%)の問題は今後の重要課題

共同採択地区協議会の開催日時、場所、教科書選定が、各教育委員会会議の前に明らかにされてこなかった問題で、千葉や滋賀で関係する法や文科省の通知などを駆使した粘り強い取り組みで公開が進んだ。しかし「採択地区内の市町村の教育委員会は、協議の結果に基づき種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない」という制度の下では、協議会に臨む際の各教育委員会の教科書採択についての意見内容、事前協議などの公開が課題。共同採択制度の廃止、単独採択への移行が俎上に。

4. 学校現場に採択権を取り戻すために

- ①教育現場の過密・長時間労働の下では、教職員が見本本をじっくり検討する時間も機会も不十分。
- ②勤務時間内の閲覧保障、見本本の回覧は必要だが、自分の意見が反映されなければ意欲を削ぐ。
- ③新学習指導要領で教育の内容、指導方法、教育過程管理まで統制が強まっている中で、カリキュラム、授業計画を組む上でも、教科書を誰が選ぶかは重要。当面「採択制度の改善」が重要だが、使う教員が教科書を選ぶ先進国では当たり前の制度に戻すための教職員・市民・保護者の取り組みが重要。

5. 来年度に向けて

教科書全国ネットでは、以下のような方針を提起している。(概略)

- ①総括を早めに行い今後の取り組みを確認する。

教科書採択の取り組みについて総括集会などを開き、来年度に向けて必要な取り組みを進める。

- ア. 今年の採択要綱を確認し、来年度に向けて各市町村県の採択要綱に対する要請の準備を進める。
- イ. 各地の取り組み、教科書ネットの資料を活用し、要請書など、地域の実情を踏まえて検討する。
- ウ. 教育委員会の傍聴、教育委員との懇談などで相互理解を進める。教育委員会事務関係職員とも。

- ② 世論喚起、教育委員会への働きかけなど早めに準備する。

問題のある教科書(自由社・育鵬社・日本教科書の教科書)の学習会、地域住民への宣伝など。

- ③育鵬社・日科教科書が採択されている地域は特段に早めの取り組みを重視する。

市民団体、教職員組合、弁護士会など広範な個人、団体との共同を追求する。

使える国会答弁など

- ①調査員が評定を付けることは差し支えない。

(小松・文科省初等中等教育局長答弁 2015年4月22日 衆議院文部科学委員会)

②教員や保護者・地域住民の意見を尊重させることが不可欠

(小松・文科省初等中等教育局長答弁 2014年4月22日 衆議院文部科学委員会)

③教科書の採択権限は、首長にない。

「教科書採択の方針は、予算や条例提案等の首長の権限に関わらない事項で・・・」

(小松・文科省初等中等教育局長答弁 2014年4月22日 衆議院文部科学委員会)

④「議論し、討議する」教育委員会へ—教育委員だけではなく教員の意見を尊重させることが不可欠。

「教科書の採択権」は「実質的には学校側にあるという解釈が通説だ」

(中島哲彦名古屋大学院教授 日本教育法学会事務局長『朝日新聞』2013年8月31日)

IL0・ユネスコの「教員の地位に関する勧告」

⑤日弁連意見書

「検定済み教科書のうち、どの教科書を採択するかについては、学校現場をよく知る教師や教師集団である学校の意見を十分尊重することは何ら問題がないはずであり、子どもの学習権をより充足するためには、かかる学校現場の意見を十分に尊重する必要性は大きい。したがって、教科書採択においては、子どもの学習権尊重の観点から、学校現場の意見を十分に尊重して、教科書採択の判断がなされなければならない」

(「教科書検定基準及び教科用図書検定審査要項の改訂並びに教科書採択に対する意見書」)

II 小学校教科書

1. 今回の小学校教科書の位置づけ

2年前に導入された「特別の教科 道徳」を含め 11教科 164点の小学校教科書が、合わせて 2658件の検定意見が付き、修正を受け入れ全点が合格した。11教科・13種目、305冊。

(1)「全面改正」された教育基本法、学校教育法「改正」が全面反映した最初の教科書

・2006年に「全面改正」された教育基本法・・・A ・2007年学校教育法「改正」・・・B

・2007年3月の学習指導要領、学習指導要領解説に基づき作成されている初めての教科書。

A 個人の尊厳から、「国家、社会」のために資質を備えた「人材」の育成へ

・「人格の完成」という文言は残ったが、

・「教育の目的」は、「国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた・・・国民の育成」となった。

・新たに教育目標を設定

「道徳心を培う」「伝統と文化を尊重」「我が国と郷土を愛する」等「特別の教科 道徳」の「徳目」に。

B 「資質・能力」論の展開

・学校教育法の改正で定めた「学力の3要素」(「基礎的な知識及び技能」「思考力、判断力、表現力」「主体的に学習に取り組む態度」)

・さらに「何ができるようになるのか」(育成を目指す資質・能力)にバージョンアップ

ア「何を理解しているか、何ができるか(生きて働く「知識・技能」の習得)」

イ「理解していること、できることをどう使うか(未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」)の育成)

ウ「どのように社会・世界と関わり、より良い人生を送るか」「学びに向かう力・人間性等」の涵養
「情意面や態度面について、自己の感情や行動を統制する力」とあり、道徳的な内容で、「国家、社会の形成者」として、資質・能力を身につけるだけでなく、どの方向で生かすかが問われている。

(2) 政府見解などを書かせる検定

1) 教科用図書検定基準の改訂(2014年1月17日)

「閣議決定その他の方法により示された政府の統一的な見解又は最高裁判所の判例が存在する場合には、それらに基づいた記述がされていること」が、領土問題で徹底的に使われている。

2) 検定審「教科書の改善について(報告)」(2017年5月23日)より

「学習指導要領解説をより踏まえて教科書記述に適切に反映していくこと」

文科省作物にしかすぎない「解説」を文科省が「法的拘束力」を持つという「指導要領」と同等に扱い、「解説」に拘束力を持たせ、一層忠実な教科書を作らせようとするもの。

この結果、ほとんどの教科書で学習過程がこと細かに書かれるようになってきている。特に道徳と英語では、検定基準により、指導要領と教科書紙面との関係を明示するよう要求されており、英語について、指導要領が定める5領域(「聞くこと」「話すこと(やり取り)」「話すこと(発表)」「読むこと」「書くこと」と)との関連を明示するようとの意見がつけられた。今回も引き続いているが、2年前の小学校道徳教科書で項目(徳目)との関係を示していたのが想起される。

(3) 安倍教育再生の総仕上げの一環

第2次政権発足直後、安倍首相は「改訂教育基本法の理念が教育現場に生かされていない」とし、教育再生実行会議を立ち上げ、道徳の教科化をはじめとする「教育再生」を推進してきた。

今回の小学校教科書は、教育の内容に関わる「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」を含む幼児教育・初等中等教育の総仕上げの具体化の一環。来年の中学校、再来年の高校教科書の検定に続く。最近は大学の教育内容にまで介入して来ている。小中高の指導要領に沿った「大学の教職課程コアカリキュラム」の作成を要求。「(その矛盾や批判をすることなく)学習指導要領をちゃんと教えられる先生を要請してください」(勝野正章)。高大接続テスト(大学入学共通テスト)もその一環。

2. 分量過去最大、学びの質も変えるために動員される教科書

1) 分量増大

「学びの質と量を重視するものであり、学習内容の削減を行うことは適当でない」(中教審答申2006.12)とした学習指導要領のもとで、英語の教科化などに加え、各教科の学習内容が増加している。

小学校 6年間で使う各教科の平均ページ数の合計 現行 8475→9323 ページ 教科書の大型化も。

外国語(英語)の他に新たに「プログラミング教育」が必修化。

2) 「主体的・対話的で深い学び」の強調、授業方法でのアクティブラーニング(AL)の押し付け

①ALの多用

資質・能力を身につけさせる、学びの質の向上のため「主体的・対話的で深い学び」の(アクテ

ィブラーニングの視点に立った) 授業改善を推進する。ALは164点の教科書中162点で取り入れた。その結果、教科書はページ数を増やし、調べ活動や意見発表、子ども同士の会話や討論、まとめなどを多用して「授業の質」を変える努力が求められている。

つかむ・調べる・まとめる・生かす・つなげる・見学しよう・話し合おう・やってみよう・演じる・・・

②教科書の作りが誘導的になっている

ALのやり方にとどまらず、板書例や授業の進め方などガイドラインを掲載する教科書が目立っている。発問の下にヒント、次ページに答え。考える視点など決まった形で誘導。教科書会社としては、そこまで掲載しないと採用されない危惧を抱いたか? 「型通りの授業にならないか」の危惧も指摘され、教師の専門性を発揮させることなく、文科省が望む方向に誘導されていく危険も。

これで「主体的・対話的で深い学び」となるのか、子どもにもこれまで以上に負担となり、道徳・英語の教科化などと相まって教員の授業準備などは一層厳しい条件に置かれる。

III 内容

1. 社会科

東京書籍(「東書」シェア53.9%)、教育出版(「教出」27.7%)日本文教出版(「日文」18.0%)

(1) 教科書構成の改変問題、その理由は

①6年生の社会科の構成「歴史→政治→国際社会と日本」⇒「政治→歴史→国際社会と日本」

「解説」で順序を変えた理由を「政治の働きへの関心を高めるようにすることを重視して、我が国の政治の働きに関する内容については順序を改め」としているが、憲法の平和主義の理解を歴史と切り離す。日本の植民地支配や日本が起こした15年戦争でアジアの人々に与えた加害と日本の民衆の被害などの憲法制定の背景となった近現代史と憲法のあり方を薄める狙いか。あるいは、「日本国憲法が生まれた歴史的必然性を十分認識することが難しくなった」(石山久雄「これでいいのか憲法学習」)

(2) 領土問題…政府見解を詳しく書き込ませる

「北方領土」だけでなく、今回の指導要領では「竹島や北方領土、尖閣諸島が我が国固有の領土であることに触れること」となった結果、一か所を除いて「日本の領土」を「日本の固有の領土」に修正。

「、」では、「竹島・北方領土」について「大韓民国やロシア連邦によって不法に占拠されていること」「竹島について大韓民国に対して繰り返し抗議」を行い、「北方領土についてロシア連邦にその返還を求めている」ことに「触れるようにする」とまで言及。そのままの文章が入った教科書もある。

○この問題の背景には、検定基準の改悪があり、それがもっとも反映したのが領土問題。

○領土問題をどう考えるか

①安倍首相は「竹島と尖閣諸島を『歴史的にも国際法的にもわが国固有の領土だ』と明確に書くことで、海外で子どもたちが論争した時、しっかりと日本の考えを述べることができる」としているが、

自国政府の薄っぺらい見解のみで、相手の主張やその根拠、なぜ対立が起きているかを学ばないで、

国際社会にデビューできるのか。

②露骨な政治主導で教科書が安倍政権の領土外交の宣伝文書になっている。

北方領土での政府説明の後退を見ると、政権のご都合主義で領土問題を書かせるのはふさわしくない。

③危機感を煽ることで、防衛力増強の必要を子どものころから植え付ける狙いもある。

中国や韓国に対する非難や憎しみを増幅し、問題を深く理解し対話を通じて解決する考えが生まれなくなる。

(3) 指導要領にもない「憲法改正」問題をはじめてとりあげた

教出6年が「憲法改正の論議」(囲み)で取り上げ、改正論と改正反対論を載せている。「日本国憲法が公布されてから長い年月がたち、その間に世の中は変化し続けています」と導入で述べ、改正の手続きにも触れ、天皇の国事行為を取り上げ、「憲法改正」を目立たせている。

東書6年は、「新聞記事を読もう」の中で内閣改造に絡み「改憲論議を呼びかけ」の記事を掲載。

(4) 自衛隊の記述が増加、憲法論議の前に自衛隊を慣れ親しみさせる

「解説」の4年生で「我が国の平和と安全を守ることを任務とする自衛隊など国の関係機関」とし、各教科書で随所に自衛隊の災害派遣が絵や写真入りで紹介されている。東書6年だけ、災害派遣の写真と自衛隊の任務を上げ「憲法違反と考える人もいます」と両論併記。全体として指導要領に沿って、自然災害での活動を「国民の安全を守る」ことに一体化させ、イメージアップを図っている。

(5) 国民の権利と義務が並列あるいは対立的に描かれている

東書6年「わたくしたちは、憲法の定める権利を正しく行使するとともに・・・国民としての義務を果たしていく必要があります・・・」、これは東書5年の道徳教科書で「自分やほかの人の『けんり』を守るために、『ぎむ』がセットになっているんだね」と通底している。

道徳のあかつき5年では、「権利と義務」「身近にある法やきまり」「義務をはたさず権利ばかりを主張したらどうなる」など、権利と義務を対置させながら、規則や法の順守を押し付けている。

(6) 東日本大災害、原発事故の扱い

東書6年で「原子力発電所事故からの復興」で、『ふるさとにくらす』という当たり前のことが、なかなか実現できない切実な願いとなっています。..これからも国を挙げて取り組んでいく政治の大きな働きが必要・・・とあるが、下段の写真のキャプションは「安全には十分注意していたはずですが、予想以上の地震や津波の被害によって爆発事故を起こしました」で、東電の言い分そのまま。

(7) 6年生の歴史学習

1) 神話の扱い

どの教科書もヤマトタケルの話や古事記、日本書紀、風土記が載っている。ヤマトタケルなどの話が「すべて真実ではない」と書いているのは教出のみ。

2) 自由民権運動とともに五日市憲法を取り上げている

東書は自由民権運動を一番詳しく載せている。

教出はコラムで「民間でつくられた憲法案」を紹介し「五日市憲法にある国民の権利」を表記。

「やってみよう」で「大日本帝国憲法を五日市憲法や今の日本国憲法と比べて、どのような特徴があるか考えてみよう」と記述。これは憲法理解につながる可能性がある。他社は記念碑を主に載せている。

3) 日露戦争は植民地解放のためだったか

日本の勝利が「欧米の支配に苦しむアジアの国々を勇気づけた」(東書6年)など3社に記述。小学校の指導要領や「解説」にもないが、8年前の東書に同様の記述。高校歴史総合の「解説」にも。

その後韓国併合と進んだ日本を見て、そのような評価は否定されていくのはよく知られた事実。この文に続き東書「一方で朝鮮や中国の人々を下に見る態度が日本人の中に広がっていきつかけともなりました」、教出「・・・日本人の間には、朝鮮や中国の人々を下に見る意識が次第に広がっていきました」と書いている。日本人の中国、韓国などの蔑視の根底にある**脱亜入欧論**の深まりを指摘。

4) 「強制連行」「創氏改名」「南京事件」の扱い

東書には、日本兵とされた朝鮮の若者の写真つきで「戦争と朝鮮の人々」の囲み記事がある。日文「朝鮮や中国の人々と戦争」、教出「戦争の広がりアジアの人々」(囲み)がある。東書だけに「強制連行」、東書・日文に「創氏改名」、神社参拝、日本軍の兵士として徴兵されたことがすべて記述。いずれも誰がそのようなことをしたのか「日本政府」の主語がない。主語(誰が)が問題となる「慰安婦」は載っていない。南京事件は3社が取り上げている。

5) 歴史教育の到達点を無視した指導要領、教科書

10年以上も前の通説が幾つか書かれている。例えば、当時の呼び名の厩戸王ではなく聖徳太子で、彼が天皇中心の中央集権体制を構想し、その理想が蘇我本宗家を倒した中大兄皇子らによる大化の改新で実現したというストーリーが各社とも基調となっている。指導要領がそうになっており、聖徳太子の名称も政治圧力で“復活した”経緯がある。歴史学会が問題にするべきではないか。

2. 「特別の教科 道徳」と検定

2年前と同じ8社、廣済堂あかつき(「あかつき」、日本文教出版(「日文」、学校図書(「学図」)には前回同様別冊がある。教科書の基調は変わらない。

(1) 内容の特徴

1) 批判で削除や差し替えた教材

①東書1年「パン屋→お菓子屋」、学習研究社(「学研」)1年「アスレチック→和楽器店」、教出2年「れいぎ正しいあいさつ」などはなくなった。

②教出2年で国歌を歌うことを強要するような資料は削除されたが、本文では「国旗と国歌を大切に」と多少名称を変えながら、他社にはないスペースをとり大々的に載せている。

③特定の政治家を持ち上げ、政治的中立、検定基準抵触の批判があった教出5年「下町ボブスレー」(安倍首相が登場)は削除、同「一人のために・・・」の東大阪市長写真は差し替えた。

2) 発問での誘導は変わらないが

発問で徳目的な結論を決めつけるのをやめたものもある。光村図書(「光村」)1年「かぼちゃのつる」の発問「あなたは、かぼちゃがつるをのぼしたかったきもちが、わかりますか」(前は「わがままをしないでせいかつすることがたいせつなのは、どうしてかな」だった)。

3)内心の評価、徳目の刷り込みに繋がりがねない自己評価が強化された

- ①現行版ではあかつきが主に別冊で一番詳細に各時間の感想、自己評価を求めているが、そのまま。
- ②光村1・2年の「学びのきろく」がより詳細な評価になった。

以前の3項目から「とてもよくできた」「よくできた」「だいたいできた」「すこしできた」「あまりできなかった」(つぎはがんばりたい)の5段階評価で、花の5辨に色を塗るようになった。

(2) 検定について

看過できないのは検定の問題で、学習指導要領の「内容項目」に忠実な記述が求められている。

1) 図書全体として、望む方向へ書き加えさせる

検定意見は、2年前の244件から149件と減ったが、具体的な修正箇所を指示しないで「図書の内容全体」について「学習指導要領に示す内容に照らして扱いが不適切」という指示が出されている。

こうした検定手法は、教科書編集側が教科書調査官の望む方向へ変える「忖度」「追従」を助長。日文1年「かぞくについておもっていること」は学習指導要領の「家族愛、家族生活の充実」の扱いが不十分だとして、「だいたすきなかぞくのためにがんばっていること」で検定合格している。

2)すべてのページを使え

日文の別冊裏表紙「必ずすべてのページを使わなければいけないというものではありません」について、検定意見「教科書ではないかのように誤解する」が付き、削除された。

文部省自身2008年以来「児童生徒は、教科書に記述されている内容をすべて学習しなければならない」という従来型の教科書観の転換を言ってきたのを否定し、教科書をすべてそのとおりに使え、という指示であり、道徳の教科化の狙い(検定教科書を使わせる)の反映。

3. 外国語(英語)の教科化

(1) 英語教科化の背景

1) 自民党が出した「成長戦略に資するグローバル人材育成部会提言」(2013年4月)

◆「成長戦略実現上、投資効果が最も高いのが教育。結果の平等主義から脱却し、トップを伸ばす戦略的人材育成。学び直しや土曜日の活用などによる徹底した底上げ」

▼グローバル人材育成のための三本の矢

①英語教育の抜本的改革 ②イノベーションを生む理数教育の刷新 ③国家戦略としてのICT教育

(日本人としてのアイデンティティや日本の歴史・文化に対する深い教養が前提)

▼(学力の底上げを図るための全国学力調査やICTなどの活用) ▼「世界レベルの教育・研究を担う大学を30程度指定し、その学生の卒業要件をTOEFL iBT90点相当とするとともに、集中的な支援によりグローバルに活躍する人材を年10万人養成。高校段階においてTOEFL iBT45点以上(英検2級)以上を全員達成する。国家公務員試験などに導入」 ▼実現のため「英語教師について一定の英語力(TOEFL iBT80点[英検準1級])程度以上など採用条件」。

2) この「提言」のベース

①経団連「世界を舞台に活躍できる人づくりのためにーグローバル人材の育成に向けたフォローアップ提言ー」(2014年6月13日)とその前に、2011年6月「グローバル人材の育成に向けた提言」

を発表。提言では、事業活動のグローバル化や BRICS(ブラジル・ロシア・インド・中国・南アフリカ)をはじめとする新興諸国との国際競争の激化に伴い、国際ビジネスの現場で活躍できるグローバル人材の必要性が高まり、国籍に関わらず優秀な人材を採用・活用する動きがあると述べていた。

3) なぜ教科化されたか

結論的には、安倍首相が目指す「世界で一番企業が活動しやすい国」は、企業の負担を減らすため大学卒業生は英語で交渉能力を持つ即戦力としての「人材」にするということであり、トップダウンでこの最終目標を決め、その為には、中学校で英語の授業を原則とし、小学校で無理やり教科化を進めるのが今回の学習指導要領。これを推進するために受験で教育内容を「引き上げる」。親の経済力がなく、塾・予備校に行けないで、この目標に追いつけない子どもたちは、自己責任に苦しむ。始めから差別を内包した新自由主義的な指導要領。「身の丈」発言は、その本質を吐露したものの。

(2) 問題点

1) 条件は全く整っていない

原則英語を使って授業となっているはずの高校では、文科省の調査(2019年4月)によれば、「発話」の半分以上(50~75%)を英語でやっているのは 38.0%、75%以上が 12.5%で、合わせて 5 割。英語学習の早期化には、専門の免許を持つ教員の養成が必須だが、現状は中学か高校の英語免許を持った小学校教員は 5%(2017年)に過ぎない。授業は担任が ALT などの援助を受けておこなうとしているが、評価もあり、教員の負担は大変。

2) 犠牲となる子どもたち

授業について行かぬ、親の経済力が無く、塾・予備校にも行けない子どもたちはどうなるか。自己責任(チャンスはあったが、自分は努力不足、能力がなかった)に苦しむのではないか。「結果の平等主義から脱却し、トップをのばす戦略的人材育成(「提言」)。格差、落ちこぼれが前提。

グローバル人材は、ただ資質・能力があるだけでなく「日本人としてのアイデンティティや日本の歴史・文化に対する深い教養が前提(「提言」)で、日本政府の国策や大企業の利益に沿って活動することが求められている。「国と郷土を愛する」道徳教育で、何があっても国や社会(財界)に尽くすよう求められる。

4. 学習指導要領の背景にある社会の見通し

(1) 中教審答申

①こうした教育への舵を切る前提は、2030年の未来社会は「複雑で予測困難」、知識基盤社会、人工知能の社会変化が予測を超えて進展、「子どもたちの 65%は、将来今存在しない職業に就く」「今後 10 年~20 年程度で半数近くの仕事が自動化される可能性」「2045 年には人工知能が人類を超える」。

「子供たち一人一人が予測できない変化に受け身に対処するのはなく、社会の変化に「主体的」に向き合い、自らの可能性を最大限に発揮して「新たな価値」を生み出すことの「資質・能力」を持った人間(人材)を育て・よりよい社会と幸福な人生の創り手となって(中教審答申 2013 年 12 月)

②こうした未来展望のもと、イノベーション（新たな価値創造）を生み出すため、「学力」論から「育成すべき資質・能力」規定への改編が行われ、教育の目的を「人格の完成」ではなくグローバル競争時代の社会につながる（国家や企業に役立つ）「人材の育成」のための教育課程へ変化させてきた。

（２）「Society5.0（超スマート社会）」

最近はさらに「夢のような社会」を描き、「Society5.0」とする社会の到来を予測している。

「イノベーションで創出される新たな価値により、地域、年齢、性別、言語等による格差がなくなり、個々の多様なニーズ、潜在的なニーズに対してきめ細かな対応が可能となります。モノやサービスを必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供されるとともに、社会システム全体が最適化され、経済発展と社会的課題の解決を両立していける社会となります。・・・我が国は・・・課題先進国として世界に先駆けて模範となる未来社会を示していこうとしています」（「第 5 期科学技術基本計画（2016 年 1 月）」

こうした中で、今年度はベネッセコーポレーションや学研アソシエ、リクルートマーケティングパートナーズなどの民間試験により、国語、数学、英語の 3 教科で「高校生のための学びの基礎診断」が始まった。どこの試験を選ぶかは各高校に任せられ、実施しないことも可能だが、学校や生徒の進路の振り分けにつながる可能性がある。大学入試センターの後継で 20 年度から実施する「大学入学共通テスト」（先ごろ延期）とは異なり、入試判定にはリンクしないとしている。

このような未来展望は、あくまで企業サイドのもので、実際にも GAFA(グーグル、アマゾン、フェイスブック、アップル)などのアメリカの IT 企業に遅れを取り、世界の企業ランク 20 から落ちた（41 位にトヨタ）日本の情報産業などの“焦り”と“野望”。

企業が富んだとしても、国民が豊かになるとは限らない。企業の内部留保が増えても労働者の賃上げには結び付かない。富が国民に「滴り落ちてくる」こともない。

トータルとして、21 世紀がどういう時代なのか、日本国憲法にも位置づけられた「人権と民主主義の尊重」「平和と民族の平等」などの歴史的進歩の視点から、将来を見据える視点がここには欠けている。新自由主義の行き詰まりを新たな国家政策で、ICT 導入の加速、プログラミング学習の強化や高校教育と大学教育の接続を進め、学校や子どもの教育をゆがめることは許すことができない。

【参考】新井紀子「AI VS. 教科書が読めない子どもたち」（東洋経済新報社 2018 年 2 月）

「千葉の教科書問題～共同採択地区における教科書採択の現状と改善に向けて～」(要旨)
浅間基秀(千葉高教組・子どもと教科書全国ネット21常任運営委員)

1. 運動あるところ前進あり

(1) 採択に係る教育委員会会議の公開が実現

⇒習志野、八千代、市川、浦安(共同採択地区での公開は全国でも貴重な取り組み!)

(2) 採択結果・採択理由の公開

四街道市が8月20日、佐倉市が8月23日にそれぞれHP上に採択結果とともに採択理由として「調査研究報告書」の採択された教科書の部分を掲載。また、山武採択地区では3市3町がそろって9月1日に採択結果をHPに掲載。

(3) 採択地区協議会関係資料のHP上の公開

安房採択地区では地域の共同の取り組みにより、採択地区協議会の事務局となった館山市教育委員会のHP上に協議会の規約、協議員名簿、専門調査員(氏名・勤務校・職名)、教科書の調査研究資料、選定結果、会議録を掲載。

2. さらなる採択等の公開の改善を

(1) 会議日時 of 十分な周知、資料の用意、傍聴人数増、傍聴者にわかりやすい会議の運営 etc

(2) 採択地区協議会の選定結果が採択に直結する(教科書無償措置法大13条第5項)ので、採択地区協議会も含め、公開させる必要⇒採択地区協議会の規約で、協議員の構成、教科書の選定方法等を確認

(3) 採択結果と採択理由の「遅滞」ない公表

⇒教科書無償措置法第15条並びに施行規則第7条の規定

①「8月31日まで非公開？」

教科書無償措置法施行令第14条に規定された採択期限が8月31日であり、採択後は遅滞なく公表するよう定められている。

②採択結果の情報公開請求

2018年の中学校道徳教科書の採択で、教育委員会会議自体は非公開でも、採択結果または採択の議案資料等の情報公開請求をしたところ、柏、市川、白井市で8月中に公開決定がされた。

当初、非公開決定とされた白井市教委に対して審査請求をし、後に公開決定と変更。その経緯をさらに情報公開請求したところ、「8/20 総務課・教育総務課・学校政策課による打ち合わせ(1) 審査請求の内容を確認する(2) 白井市情報公開条例第9条第1項＝公開しないことができるものとして「(4) 国、他の地方公共団体その他の公共団体(以下「国等」という。)からの協議、依頼等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、市と国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれると認められるもの」に該当しないと考える(3) 非公開を取り下げ、公開決定通知を発出することを提案する。」との判断があったことがわかりました。教育委員会が「共同採択を理由に」会議を公開しない、会議の結果を公開しないことが情報公開条例によって覆る一例だと考えます。

③採択地区協議会選定結果の情報公開請求

2019年の小学校教科書の採択に当たり、採択地区協議会での選定が済み、各教育委員会に選定結果が通知された頃を見限り、採択地区協議会から受領した文書の情報公開請求を実施。

7/22に柏市教委に請求。資料が膨大(A4で350枚)なため公開延長されたが、8/26に公開。

一方、7/23に松戸市教委に対し同様の情報公開請求をしたところ、8/5に「非開示決定」がさ

れ、早速、審査請求。審査庁である松戸市教委から非開示処分を正当とする弁明書が 8/26 に出され、私からはそれに対する反論書を 9/9 に提出し。この事案は松戸市情報公開審査会に諮問され、現在審査の順番待ちの状態（後日、松戸市情報公開審査会からの連絡で、3/26 夕方に口頭意見陳述の機会）。

④驚くべき？埼玉県の教科書採択〈事務〉

東京都ではほとんどが単独採択区なので公開の教育委員会会議で採択が行われるのは当たり前。そこで隣の埼玉県の状況を。県教委のHPに採択地区、採択結果等が掲載され、市町村教委に向けた「ガイドライン」「採択基準」、埼玉県教科用図書選定審議会委員が公募されていること、審議会議事録、教科用図書調査資料等、多くの情報が掲載。

「ガイドライン」の中では、「会議の公開・議事録の公表」として、「法令を踏まえ、採択の過程を積極的に公開・公表し、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせないようにしていくことが求められる」として、

i 会議の公開

- ・ 共同採択地区における採択地区協議会の会議
- ・ 単独採択地区における選定委員会の会議
- ・ 採択に係る教育委員会の会議

ii 議事録の公表

- ・ 共同採択地区における採択地区協議会の議事録（無償措置法による努力義務規定）
- ・ 単独採択地区における選定委員会の議事録
- ・ 採択に係る教育委員会の議事録

（地教行法による努力義務規定）

が謳われている。また、「市町村教育委員会等が教科用図書を採択する際の留意事項」として、「4 選定委員会等は、教科用図書の選定に当たり、学校において教科用図書についての調査研究を行わせること。また、調査研究において、より広い視野からの意見を反映させるために、保護者等の意見を踏まえることに努めること」「8 教職員の投票によって採択教科用図書が決定されるなど、採択権者の責任が不明確にならないよう、採択手続の適正化に努めること」を明示することで、いわゆる「学校票」は排除する一方で、実際に教科書を使って授業を行う教員にも調査研究を促すことを県教委が推奨しています。⇒埼玉県の運動の歴史を垣間見る思い。

また、「9 「静ひつな環境の確保」と「会議の公開・議事録の公表」は両立できることであり、ガイドラインを踏まえ、より一層教科書採択の公正性・透明性を高めること」に至っては、何の疑いもなく「教科書採択は非公開」と決めてかかる県内の多くの教育委員会とは対照的です。

例えば、松戸市の江戸川対岸の三郷市、吉川市、八潮市から構成される埼玉県「第25採択地区協議会」の資料は事務局となった三郷市教育委員会のHPに掲載。協議会規約15条で「協議会は原則公開する。ただし、出席した委員の2/3以上の多数で議決したときは、一部非公開とすることができる」とし、実際7月30日に開催された第2回採択協議会の議事録を見ると、10名までの傍聴が許可。協議に入る前に「教科書展示会の意見用紙の概要」で「来場者総数 565名、内訳、教職員478名、教育行政関係者16名、一般71名、意見総数は202通」との報告も。

教科・種目ごとに専門員代表（校長）による研究調査結果の説明と質疑応答、協議が傍聴人の目の前でなされた後、秘密会とされ、傍聴人が退室した後、投票並びに開票結果をもとに選定。

⑤県教委による採択事務の適切な指導・助言・援助を

岡山県では、県教委のHPに県内すべての採択地区の公開資料が掲載され、単独採択区であれば選定委員会の選定資料、名簿、議事録、共同採択区でも研究報告書、協議会委員名簿、議事録等をいつでも誰でもダウンロードできる。⇒教科書無償措置法10条「都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書採択の適正な実施を図るため（中略）市町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない」の規定を忠実に実行しているとも言え、千葉県教委の無策ぶりが対照的に浮かび上がってきます。

(4) 採択が公開されていない市町村で取り組むこと。

①会議の公開について、教育委員会との話し合いを

2018年8月に県立中学校の道徳教科書の採択を県教委が公開で行ったことが大きな転機に。9月の浦安市議会でこのことが取り上げられ、公開に向けて動き始めた。

教育委員会会議は原則公開（地教行法第14条第7項「教育委員会の会議は、公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる」）。公開しないのは懲戒案件も含めた人事案件並びに訴訟等プライバシーに関わる案件、首長提案の条例関係の案件が主。しかし、千葉県内の多くの教育委員会はこの規定を濫用し、教科書採択の議案も「公開しない」ことを続ける。その根拠とされているのが文科省通知「教科書採択の改善について」で触れている「静ひつな採択」。

ところが、文科省の通知では「静ひつな採択」と同時に「開かれた採択」も繰り返す。両者の考え方を両立させるための手立てについても、通知では「会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、傍聴に関するルールを明確に定めるなど、適切な審議環境の確保に努めること」と述べる。すなわち、多くの教育委員会では傍聴規則を定め、私語等あれば退出を命じる規定が整備されていることから、「静ひつな採択」に支障はない。単に惰性で従来の非公開を踏襲し、文科省通知で謳っている「静ひつな審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断する」ことを怠っているに過ぎない。埼玉県教委の「留意事項」で明快に「両立できる」としているのは先に紹介した通り。

②教育委員会会議の日時の公表と十分な周知期間を

③議事録の公開

④議事録で実質的な審議の中身を確認

⑤教育長専決の解消を

教育長専決だった館山市が地域の方々の働きかけによって、教育委員会会議での議決に変えたのは大きな成果。県内では依然として多古町、東庄町、横芝光町、芝山町、大網白里市、九十九里町、御宿町、勝浦市の2市6町で教育長専決が続く。

(5) すべての市町村で取り組みたいこと

教育委員会会議の傍聴は誰でもできる。仕事や家事に追われていると毎回傍聴するのは無理にしても、何人かで交代しながら続けてみてはどうか。議事録を見ると、傍聴者がいない教育委員会会議は質問や意見がほとんどないまま議決が済んで教育長だけがしゃべっているケースが散見される。

4月以降の教育委員会会議で教科書の「採択方針」が議決。5月以降は採択地区協議会の規約や協議員の選任、調査専門委員の委嘱など。6月以降は教科書展示会に関する議案や報告も。

【2019年12月1日、「教科書と教育を考える千葉県民の会」集会】

ま と め の 発 言 資 料

三輪定宣（代表、千葉大学名誉教授）

本会は結成5周年を迎える。2014年5月、千葉大学で開催の自治体学校の教育分科会で「教育再生」政策とその象徴である右派の教科書の問題が取り上げられ、「教科書問題を考える会」が立ち上がり、11月24日、名称を「教科書と教育を考える千葉県民の会」とする本会の設立集会の開催に至った。

5周年集会では本会の結成動機にふさわしく「教育再生」の焦点、学習指導要領と教科書問題がテーマに設定された。

「戦後レジームからの脱却」を指向する安倍政権は、その2大柱、憲法「改正」と戦後教育の解体に執念を燃やし、第1次政権で憲法と一体の教育基本法を「改正」し、第2次政権以降（2012年12月～現在）では「改正」教基法の具体化、戦後教育解体のため、自民党「教育再生本部」、「教育再生実行会議」主導の「教育再生実行」を推進している。

その柱として、今後10年間の教育を方向づける学習指導要領改訂（小中17年、高校18年）、それと一体の教員政策（教員育成指標（17年度）による養成・採用・研修の全面的統制、大学統制（教授会・学長選挙形骸化、軍事・企業奉仕の研究誘導（15年度）、「大学等修学支援法」とセットの実務教員の授業、外部理事複数任命（20年度））などが進行し、教育内容統制、学力テスト・競争教育体制、教育の民間委託、学校・大学管理体制などが強化される。

教育内容では道徳科＝道徳の教科化が要であり、提言から使用まで5年、答申から3年、異例のスピードで実行され、18年4月、小学校教科書使用（8社66冊）、19年4月、中学校教科書使用（8社30冊）となる。

一方で、「40人学級」（小中高）は1980年以来40年間見送り、教職員の長時間労働・非正規雇用急増、主要国（OECD加盟国36ヶ国）で教育予算最低（平均4.2%、日本2.9%、差額は7兆円相当）、学費最高（高等教育支出の私費の割合；平均31%、日本68%など総じて教育条件の劣化は深刻である。

これらの政策動向や実態が教育現場を直撃している。

ちなみに、問題行動の発生件数を過去20年間（1997～2007年度）と比較すると、児童生徒数（小中高特）は79%に減少しているが、暴力行為2.5倍、いじめの認知9.7倍、不登校（年間30日以上）1.4倍、児童虐待（相談所対応）25.0倍と急増している。その温床

に外国との比較でも顕著な子どもたちの自己肯定感、社会参加意識の低さが指摘できる。

「教育再生」政策の旗振り役の萩生田光一文科大臣の「身の丈」発言を引き金とする民間英語試験中止は破綻の一例だが、教育破壊は予断を許さない。本年7月参議院では与党議席が改憲に必要な3分の2を割るものの、安倍政権は改憲を政治日程にあげ、戦後民主主義の解体に挑戦している。

「県民の会」は、これらの情勢に対峙し、結成5周年をひとつの区切りとして新たな課題への挑戦と発展―「教育再生」政策への教育共同戦線の構築―が求められる。教科書・道徳教育問題のほか、子どもの発達問題（学力競争、いじめ・不登校・虐待など）、教育条件問題（子ども・青年の格差・貧困、高い教育費・学費、就学支援・奨学の不備、教職員の勤務条件）など山積する諸課題の解決に向けた活動である。

教育運動では”世界の憲法”、国際人権規約の実行を求める国際人権活動との連携が重要である。国連は2013年、日本政府に2018年5月までに国際人権A規約（社会権規約）の実行状況に関する政府報告書を要求しているが、政府は未提出である（「2018年問題」）。教育への権利に関する13条は、権利としての教育の目標（人格の完成・尊厳、人権・基本的自由の尊重、社会参加、諸国民間の友好、平和の維持）、その完全な達成のため、すべての段階の無償教育、学校制度の発展、奨学金制度、教育職員の物質的条件の不断の改善を政府に義務づけ、社会権規約委員会は教育目標に反する教育課程の「監視システム」を求めている。

その全面的実行を政府に求める「市民報告書をつくる会」が3月4日、結成された。呼びかけ人は小中高校・大学の教職員組合、学生自治会の代表、「奨学金の会」代表・三輪など10数の団体であり、2020年初頭にその報告書が作成される予定である。そこでは人権規約のめざす教育目標に反する学習指導要領・教科書の「監視システム」の整備という課題への応答も問われている。